

# ケアプランの作成

介護保険サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。なお、ケアプランは利用者の状況に合わせて随時見直しができます。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。

## 居宅介護支援事業者とは？

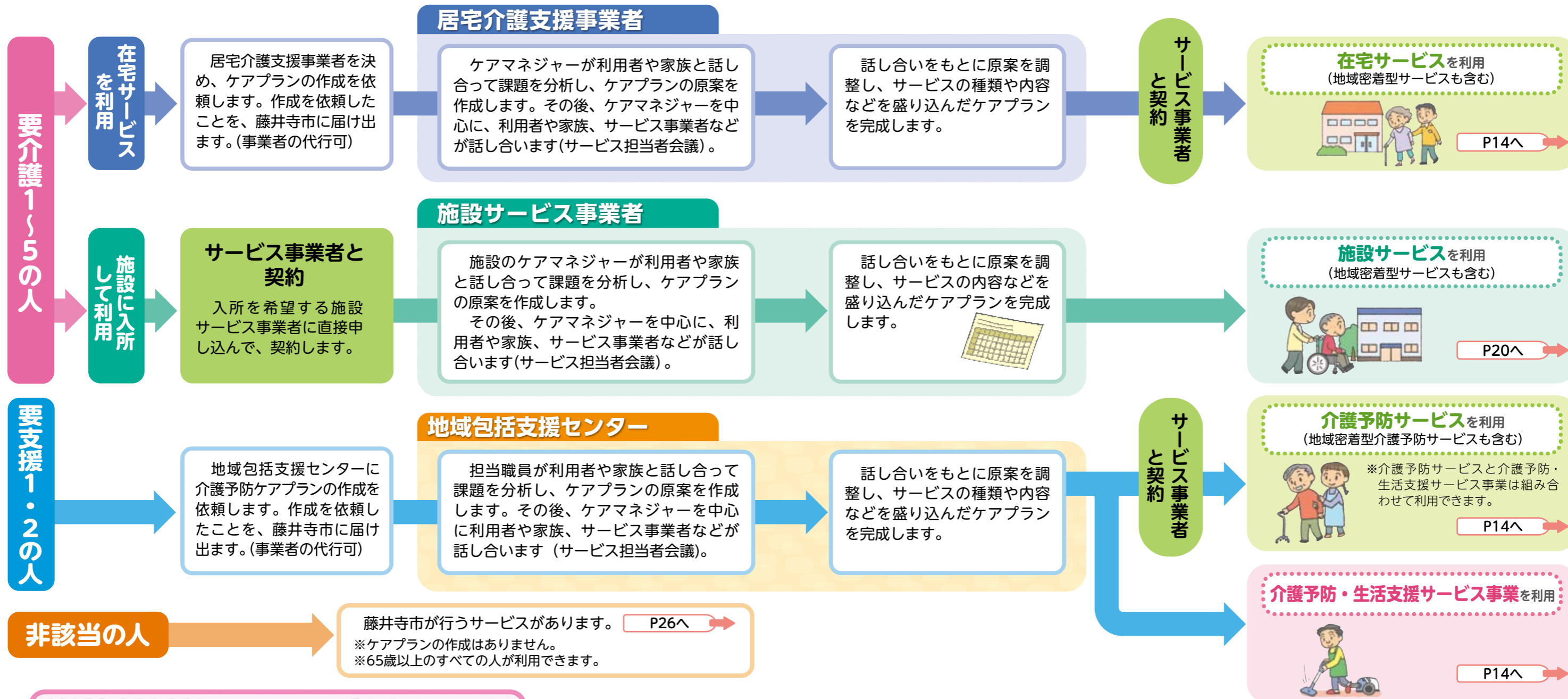
ケアマネジャーが在籍する事業者で、ケアプラン作成の窓口、要介護認定申請の代行、サービス事業者との連絡・調整などを行います。

## ケアマネジャーとは？

本人に適したケアプランの作成や施設選び等を行う幅広い介護知識をもった専門家です。利用者が安心して、介護サービスを利用できるよう支援します。

## ケアプランとは？

どんなサービスを、いつ、どのくらい利用するのかを決めた計画書のことです。このケアプランにもとづいてサービスを利用します。



## 地域包括支援センターってどんなところ？

高齢者のみなさんを、福祉、保健、介護などさまざまな面から、総合的に支えるためのセンターです。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などが、協力して高齢者やその家族のご相談をお受けし、住みなれた藤井寺市で健やかに生活できるようサポートします。



お気軽にご相談ください！

### 藤井寺市地域包括支援センター

住所：藤井寺市北岡1-2-8 藤井寺市社会福祉協議会内  
TEL：937-2641 FAX：937-2643

※電話は24時間受け付けます。

#### ●開所時間

月～金曜日 午前9：00～午後7：00  
土曜日 午前9：00～午後5：30  
(祝日、年末年始を除く)

## 地域包括支援センターへの相談内容

例えばこんなとき

介護保険サービスを利用するにはどうしたらいい？

要支援1・2の認定を受けたので介護保険のサービスを受けたい

近所の高齢者が最近自宅に閉じこもり気味で心配



体調が悪く、健康を維持したい



将来認知症になったとき、財産の管理が心配

近所に虐待されているかもしれない高齢者がいるけどどうしたらいいかわからない